

嵯峨美術大学 履修規程

（趣旨）

第1条 この規程は学則に定める規定の内、履修に関するものについて定める。

（授業区分）

第2条 授業科目の領域、分野、単位数、授業方法、必修又は選択の別、履修年次は、学則第19条別表第1、学則第23条教職関係科目別表第1・第2・第3、学則第24条別表第1のとおりとする。

（開講科目）

第3条 開講される授業科目及び単位数、開講学期は、原則として年度当初に科目一覧表として発表する。

（単位計算）

第4条 授業科目の単位計算は、学則第22条の規定に基づく。

（履修登録・履修条件）

第5条 履修する科目は、大学の指定した方法により指定期間内に登録（履修登録）及び登録確認を行わなければならない。

- 2 履修登録はすべて自己の責任において行うものとする。
- 3 履修登録をしていない授業科目については、履修並びに試験を受けることはできない。
- 4 授業科目には、前提となる科目の単位取得を履修条件として設定する場合がある。
- 5 教職課程並びに学芸員課程に関する科目の履修条件等については、別に定める。
- 6 履修人数を制限する科目については、抽選等を行う場合がある。
- 7 半期に履修登録できる単位数は、必修となっている学科別専門科目、教職課程に関する科目（卒業要件に含まれない科目）、学芸員に関する科目（博物館学芸員資格に関する省令科目）並びに華道、書道、集中授業を除き12単位を上限とする。ただし、成績優秀者、卒業年次生の最終学期、3年次編入学者については上限を超えて履修を認める場合がある。通年科目の単位は、各学期の制限単位に含める。その他の除外科目がある場合については、各学期の履修登録時に提示する。
- 8 前項の他、教務委員会の判断により当該学期の授業開始までに履修登録上限単位数の変更を行う場合がある。
- 9 登録不備等により変更が必要な場合は、大学の指定した期間に登録変更を申し出なければならない。

（休講・休業）

第6条 大学の行事又は科目担当者のやむを得ない事情により休講・休業する場合がある。

- 2 休講・休業は、原則として学内掲示板及び学生ポータルにより事前告知するものとする。ただし、科目担当者の急な体調不良等による場合は、決定後速やかに告知する。
- 3 学校感染症等の罹患者がした場合、大学全体を休講（登校禁止）することがある。

4 気象警報発令や交通機関の停止等による休講の扱いについては、大学共通規則「授業の休業に関する取扱要領」に定める。

5 居住地における交通機関停止（運休）又は気象警報発令、災害発生等の影響により通学が困難な場合は、届け出により考慮する。

（補講）

第7条 休講となった授業科目は、原則として学年暦に定められた授業予備日に補講を行う。

2 授業予備日に補講が設定できない場合は、授業に影響のない範囲で別途設定する。

3 やむを得ない事情により補講が設定できないと教務委員会が判断した場合は、課題設定等により補完する。

（欠席）

第8条 下記の事由により欠席した場合、所定の手続きを経て公欠とする。

（1）忌引

1 親等親族（父母子）・配偶者：7日以内

2 親等親族（祖父母・兄弟姉妹）：3日以内

3 親等親族以内（伯叔父母・甥姪・曾祖父母）：1日

（2）学校感染症

（3）本学教職課程における教育実習、介護等体験並びに学芸員課程における博物館実習（本学附属博物館以外での実習を希望した場合）

（4）その他、学生支援委員長が認めた場合

2 その他の欠席については、大学共通規則「公欠・忌引等に関する内規」に定める。

（試験）

第9条 試験とは、随時試験、追試験、再試験をいう。

（1）「随時試験」とは、当該科目履修者全員を対象に、定められた授業時間内に行う試験をいう。

（2）「追試験」とは、期末試験の受験資格を有する者が、病気、忌引、公共交通機関の遅延などやむを得ない事情により、期末試験等を受験できなかった場合に、その者に対して必要と認められた場合に行う試験をいう。

（3）「再試験」とは、卒業年次の最終学期に卒業要件単位が不足する場合に、授業の出席結果と期末試験等の受験を条件として、その者に対して特に必要と認められた場合に行う試験をいう。

2 試験は筆記試験、レポート試験、課題作品、口頭試問等により行う。

3 レポート試験の提出期限を超過したものは、理由の如何を問わず受理しない。

4 次の各号のいずれかに該当する学生は、試験を受けることができない。

（1）履修登録をしていない者

（2）授業の出席が規定回数に満たない者

（3）学生証を携帯していない者

（4）休学及び停学中の者

(5) 試験開始後20分以上遅れた者

5 受験者は、試験中、次の各事項を遵守しなければならない。

(1) 試験場の指示された座席に着席し、試験中は常に学生証を試験監督者が確認できる位置に呈示しなければならない。

(2) 試験中、不正行為及び不正行為と疑わしき行為をしてはならない。

(3) 試験中、物品（筆記具、消しゴム、ナイフ、その他）の貸借行為をしてはならない。

6 不正行為が発覚した場合、本学賞罰規程により処罰する。

7 追試験の成績は、各科目とも100点満点とする。

8 再試験の受験は、卒業年次の最終学期に受験した科目の内6科目までとする。従って、7科目以上の不足科目がある場合は、再試験の受験資格がないものとする。

9 再試験に合格した場合の成績は、60点とする。

10 追試験、再試験を受験する場合、別に定める受験料を納入しなければならない。

(単位認定)

第10条 出席回数が当該授業科目に定められた授業回数（試験を含む）の3分の2に満たない場合には、原則として単位は認定されない。

2 単位取得済みの科目は、再度履修することはできない。

3 他大学等で取得した既修得単位の認定は、別に定める規程による。

(成績評価)

第11条 学則第27条に定める成績評価は、「秀」「優」「良」「可」を合格、「不可」を不合格とし、原則として授業参加の程度及び試験等により、以下の基準にしたがって行う。

(1) 平成27年度以降入学生

秀 : 90点以上100点

学習目標の内容を十分に理解し、修得したものと認められ、特に優れていると認められる成績

優 : 80点以上90点未満

学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる優れた成績

良 : 70点以上80点未満

学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる妥当な成績

可 : 60点以上70点未満

学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる成績

不可 : 0点以上60点未満

学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる成績

F : 受験不可、未受験

出席不足、レポートの未提出、未受験等により評価できないもの（認定不能）

(2) 平成26年度以前入学生

優 : 80点以上100点

学習目標の内容を理解し、修得したものと認められる優れた成績

良 : 70点以上80点未満

学習目標の根幹的な部分は理解し、修得したものと認められる妥当な成績

可 : 60点以上70点未満

学習目標の最低限の理解は得られたものと認められる成績

不可 : 0点以上60点未満

学習目標の最低限の理解が得られていないと認められる成績

F : 受験不可、未受験

出席不足、レポートの未提出、未受験等により評価できないもの（認定不能）

2 成績評価については、予めシラバスに評価基準と評価方法を明示するものとする。

3 他大学等における既修得単位並びに他大学等における単位互換科目の修得単位の成績表記は「認」とする。ただし、本学園内単位互換科目については第1項の成績評価基準により行なうものとする。

（総合成績評価）

第12条 前条の成績評価に対してグレード・ポイント（以下「GP」という。）を設定し、GPの平均（グレード・ポイント・アベレージ。以下「GPA」という。）を算出することで、総合成績評価を行う。

2 成績評価に対するGPは、秀が4点、優が3点、良が2点、可が1点、不可、Fが0点とする。

3 その他、GPAの取扱いについては、大学共通規則「成績評価平均値（GPA）に関する内規」に定める。

（成績発表）

第13条 履修した授業科目の成績は、原則として各学期の履修登録期間に発表する。

2 成績は、学期ごとに保護者（保証人）にも通知する。

3 成績評価に対して異議がある場合は、各学期の履修登録期間終了後1週間以内に大学の定める所定様式により申し出ることができる。

（学業指導及び退学勧告）

第14条 学生の学業成績が著しく不振であると認められる場合は、成績不振注意あるいは退学勧告の修学指導措置を行うことがある。

2 成績不振注意及び退学勧告の基準、取扱い等については、別に定める。

（留年・卒業判定）

第15条 各学科において定められた年次指定の必修専門科目（実習・演習）の成績評価が、「不可」若しくは「F」となった場合、及び最終年次終了時において、卒業要件単位数を満たしていない場合は、教授会の議を経て留年とする。

2 卒業要件単位不足により留年した者の内、当該年度前期終了時に不足単位を取得した場合、教授会の議を経て学長が前期卒業を認定する。

3 各学科において定められた卒業に必要な単位数は、次のとおりとする。

卒業要件単位（令和3年度以降の入学生に適用）

科目区分	必修単位数
一般教育科目	34 単位以上 ・言語と表現より 4 単位必修 ・情報より 1 単位必修
専門教育科目 1	20 単位以上 ・京都プロジェクト関連科目から1科目2単位必修
専門教育科目 2	・必修科目 48 単位 ・選択科目 14 単位以上 ・造形学科学学生は選択科目のうち、造形学科選択科目より 6 単位以上、 選択演習科目より 2 単位以上必修 ・デザイン学科学学生は選択科目のうち、デザイン学科選択科目より 6 単位 以上、選択演習科目より 2 単位以上必修
各科目区分の最低取得単位 以上の単位	8 単位 ・一般教育科目・専門教育科目 1・2 の必修単位数を上回った単位および 専門教育科目 2 の他学科選択科目より取得した単位
卒業要件単位数	124 単位以上

卒業要件単位（平成31年度以降の入学生に適用）

科目区分	必修単位数
一般教育科目	34 単位以上 ・教養ゼミ 2 単位必修 ・言語と表現より 4 単位必修 ・情報より 1 単位必修
専門教育科目 1	20 単位以上 ・京都プロジェクト関連科目から1科目2単位必修
専門教育科目 2	・必修科目 48 単位 ・選択科目 14 単位以上 ・造形学科学学生は選択科目のうち、造形学科選択科目より 6 単位以上、 選択演習科目より 2 単位以上必修 ・デザイン学科学学生は選択科目のうち、デザイン学科選択科目より 6 単位 以上、選択演習科目より 2 単位以上必修
各科目区分の最低取得単位 以上の単位	8 単位 ・一般教育科目・専門教育科目 1・2 の必修単位数を上回った単位および 専門教育科目 2 の他学科選択科目より取得した単位
卒業要件単位数	124 単位以上

卒業要件単位（平成27年度以降の入学生に適用）

科目区分	必修単位数
一般教育科目	34 単位以上 ・教養ゼミ 2 単位必修 ・言語と表現より 4 単位必修 ・情報より 1 単位必修
専門教育科目 1	20 単位以上 ・造形学科学学生は京都プロジェクト関連科目から1科目2単位必修 （京都デザイン論・京都文化論・仏教文化論、芸能文化史のいずれか） ・デザイン学科学学生は京都プロジェクト関連科目から4単位必修 （京都デザイン論、京都文化論、仏教文化論、芸能文化史のいずれか1科目2 単位を含む）
専門教育科目 2	・必修科目 48 単位 ・選択演習科目より 6 単位以上必修 ・自学科選択科目より 12 単位以上必修

各科目区分の最低取得単位以上の単位	4単位 ・一般教育科目・専門教育科目1・2の必修単位数を上回った単位及び 専門教育科目2の他学科選択科目より取得した単位
卒業要件単位数	124単位以上

（学位授与）

第16条 学則第19条第2項に基づき、前条に定めた所定の単位を修得した者に対して学士（芸術学）の学位を授与する。

2 その他、学位授与に関する詳細は、学位規程に定める。

（その他）

第17条 その他、学修に関する詳細は、別に定める。

（改廃）

第18条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定しこれを行う。

附 則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

〔第13条卒業要件単位数表の追加並びに第14条学位授与に関する条文の追加。以下条文繰り下げ。なお、第13条の3卒業要件単位表については該当する学則年度の全ての学生の卒業、退学、除籍と同時に削除する。〕

附 則

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

（事務組織再編による部署名等の改正）

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

（事務組織再編による部署名・役職名等の変更による改正）

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日より施行する。

（学校教育法及び学校教育法施行規則の改正に伴う条文の一部改正）

附 則

この規程は、平成27年10月 7日から施行し、平成27年 4月 1日より適用する。

〔大学共通規則「授業の休業に関する取扱要領」の一部改正、成績評価の一部改正及び総合成績評価の導入、学業指導及び退学勧告の導入、卒業要件単位の一部改正及び廃止に伴う条文の一部改正〕

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

〔京都嵯峨芸術大学並びに京都嵯峨芸術大学短期大学部から嵯峨美術大学並びに嵯峨美術短期大学へ校名変更に伴い、規程名称を「京都嵯峨芸術大学履修規程」から「嵯峨美術大学履修規程」に変更するとともに、条文を一部改正、学校保健安全法の施行に伴う一部改正〕

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

（試験の名称及び方法の一部変更及び卒業要件に関わる科目の追加による変更）

附 則

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

（平成31年度4月設置の新教職課程に関わる条文の一部改正、及び卒業要件単位の一部変更にとりあう改正）

附 則

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

（第15条卒業要件単位の別表追加、履修登録上限単位数の見直し及び試験方法に係る条文の一部改正）